

パネル討論②

「貨物の輸出管理 – 通関手続きと税関輸出事後調査対応 –」 はじめに

《モデレーター》

電気通信大学 小野 薫



《パネラー》

京都大学

東京科学大学

九州大学

大陽日酸(株)

鈴木 則人

今野 瑞穂

初 春

小島 慶久

2024年11月1日 輸出管理DAY for ACADEMIA 2024

1

この頃、大学の輸出管理実務者が気になること

最近、税関が大学に「輸出事後調査」を始めていると聞くけど、それって何？

不安

うちの大学も近々受査するのだろうか？
何をどのように調査するのかなあ？

受査するとして何を準備すればいいの？
必要書類は集められるかなあ？

通関手続きのことは研究室に全部お任せだけど、うまくできているかなあ？

2

貨物の輸出管理

- 取引審査
 - リスト規制該当非確認
 - 需要者・用途確認
- 契約
- 出荷管理
- 通関手続き
- 帳簿書類の保存

経産大臣の輸出許可・承認

税関の確認

税関長の輸出許可

外為法の輸出管理手続きが完了して、通関手続きを行うことが基本

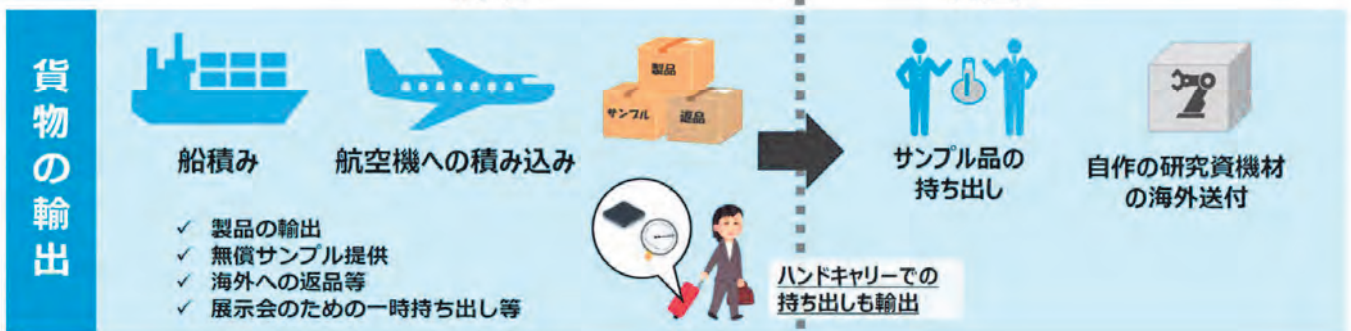
外為法

関税法

－日本－

国境

－外国－



貨物の輸出とは	貨物を本邦から外国に向けて送付すること
輸出の方法	船舶、航空機等を利用した一般的な輸送、ハンドキャリー、国際郵便（EMS）や国際宅配便（クーリエ）等を利用した送付など
具体例	研究資機材（サンプル品、研究試料の送付、実験機器）の輸出、外国出張者によるハンドキャリー、外国での発表会・展示会のための一時的な持ち出し、外国からの輸入貨物の返品、測定器の修理のための輸出など

税関における安全保障輸出管理の取組み

経済安全保障への税関の対応について
《関税局長通達(公開通達)令和4年6月10日付、財関第439号》

- ▶ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)において輸出が規制されている軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出・・を防止することを念頭に、今後当面の間の経済安全保障に係る税関の取組みを下記のとおり定めた。

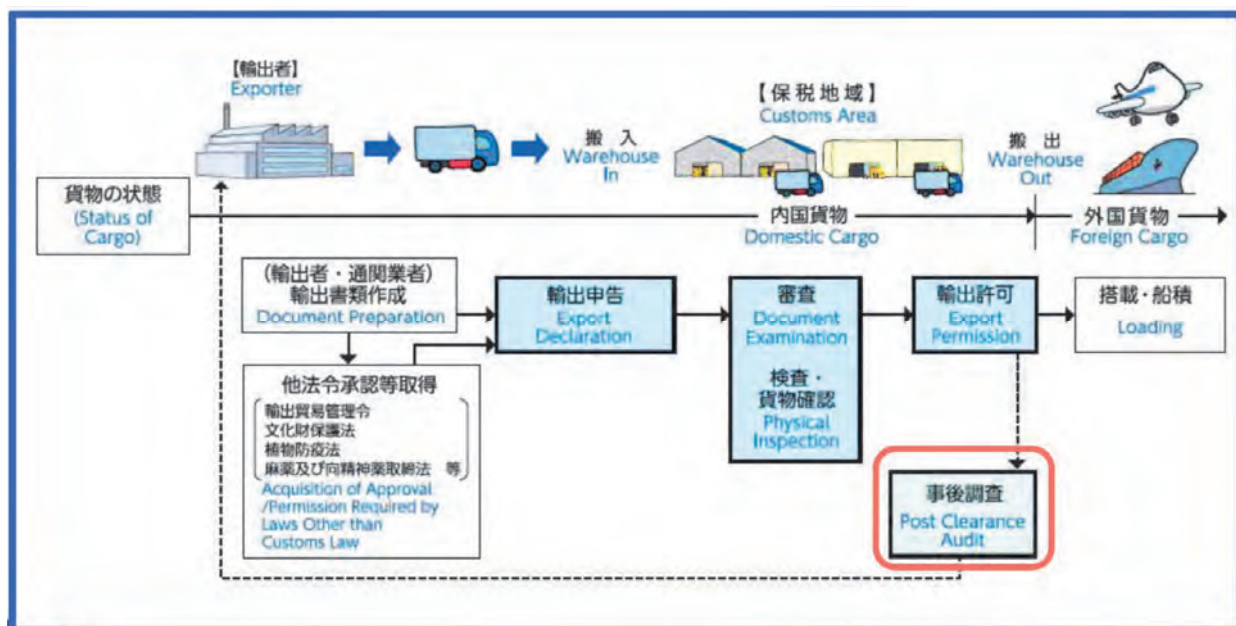


- ▶ 1. 関係機関及び民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報の収集を促進して集約するとともに、情報分析を強化する。
- ▶ 2. 適正な輸出通関の徹底を図るとともに、輸出された貨物に関する事後調査の充実を図る。

出典：令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会(第3回)財務省 税関経済安全保障情報分析センター資料から一部抜粋

5

輸出通関の流れと輸出事後調査



出典：令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会(第3回)財務省 税関経済安全保障情報分析センター資料から一部抜粋

6

輸出者の帳簿書類の保存義務 根拠法令: 関税法 第94条第2項及び第94条の5

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	輸出の許可を受けた貨物の品名・数量・価格、仕向人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの	5年間
書類	輸出の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸出の許可に関する申告の内容を明らかにする書類 ※輸出申告に際して税関に提出したものを除く	5年間
電子取引の取引情報	電子取引を行った場合における当該電子取引の取引情報	5年間

関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができる。

(以上の出典：令和6年 税関発行「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」)

- よって、通関委託業者が輸出申告後に税関が発行する「**輸出許可通知書**」と輸出者又は通関委託業者にて作成した「**インボイス**」の2つをセットで文書保存してあれば、必要最小限で「帳簿書類の保存義務」を果たしているとみなされる。
- また、輸出者は通関委託業者から入手した税関発行の「輸出許可通知書」の記載内容を自らが確認して輸出申告が輸出者の依頼（通知）内容通りに間違えなくできているかどうか確認する必要がある。

7

輸出事後調査 根拠法令: 関税法 第105条第1項第4号の2

- 調査の目的
輸出された貨物にかかる手続きが関税法等関係諸法令の規定に従って、正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、さらに、輸出者における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。
- 調査の方法
貨物の通関後、輸出者の事業所等を個別に訪問する等して、輸出貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸出申告の内容が適切かどうかを確認する。なお、調査の結果、輸出申告内容に誤りがあることを確認した場合には、輸出者に適切な指導を行い、輸出者の方には適正な輸出管理体制を構築していただく。
- 根拠法令と罰則
事後調査は、関税法第105条（税関職員の権限）の規定に基づいて行うものである。
帳簿書類等の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載・記録をした帳簿書類等を提示・提出した場合には、罰則が科されることがある。
なお、関税法の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した場合についても、罰則が科されることがある。

帳簿書類の保存義務 根拠法令

関税法 第94条第2項

(帳簿の備付け等)

- 申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。）を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）を備え付け、かつ、当該関税関係帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（以下「関税関係書類」という。）を保存しなければならない。ただし、第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。）を業として輸出する者について準用する。

9

帳簿書類の保存義務 根拠法令

関税法 第94条の5

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

- 保存義務者は、電子取引（取引情報（貨物の取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この項において同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

10

税関の輸出事後調査の根拠法令

関税法 第105条第1項第4号の2

(税関職員の権限)

税関職員は、この法律（第11章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

(第1号～第4号 省略)

第4号の2 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者（次項において「輸出者等」という。）に質問し、当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること

11

パネル討論②

貨物の輸出管理 – 通関手続きと税関輸出事後調査対応 –

《パネラー》

- 鈴木 則人
京都大学 研究推進部 研究規範マネジメント室 安全保障輸出管理担当
演題名：輸出事後調査の対応と課題
- 今野 瑞穂
東京科学大学 研究推進部 国際連携推進課 課長補佐
安全保障リスクマネジメント室 国際コンプライアンスグループ長
演題名：税関からの指摘と改善に向けた取り組み
- 初 春
九州大学 学術推進准主幹 法務統括室 国際法務主任
演題名：関税法による輸出事後調査への対応 ～九州大学の事例～
- 小島 慶久
大陽日酸株式会社 法務部 担当課長
演題名：貨物の輸出管理 通関手続きと税関輸出事後調査対応 事例紹介

12

パネル討論②

貨物の輸出管理 – 通関手続きと税関輸出事後調査対応 –

《発表内容》

- 大学 又は 企業における貨物の輸出管理方法や特徴
- 税関の輸出事後調査について
(税関からの連絡内容、スケジュール、提出情報、調査方法 等)
- 受査での税関からの指摘・アドバイス内容 及び 改善内容

取組みのねらい、苦労点、他大学にも是非伝えたい実務のポイント等を盛り込み発表します。

《討論内容》

- 貨物の輸出管理のポイントは何か
- 通関手続きにおける注意点は (教員への指導・支援)
- 輸出事後調査に備えての心構えは

・購入品・内作品の
該非判定
・審査洩れ防止策

・外国出張時のハンドキャリー
輸出について
(旅具通関⇔業務通関)
・少額特例品、包括許可品の
通関手続き

・担当部署

輸出事後調査の対応と課題

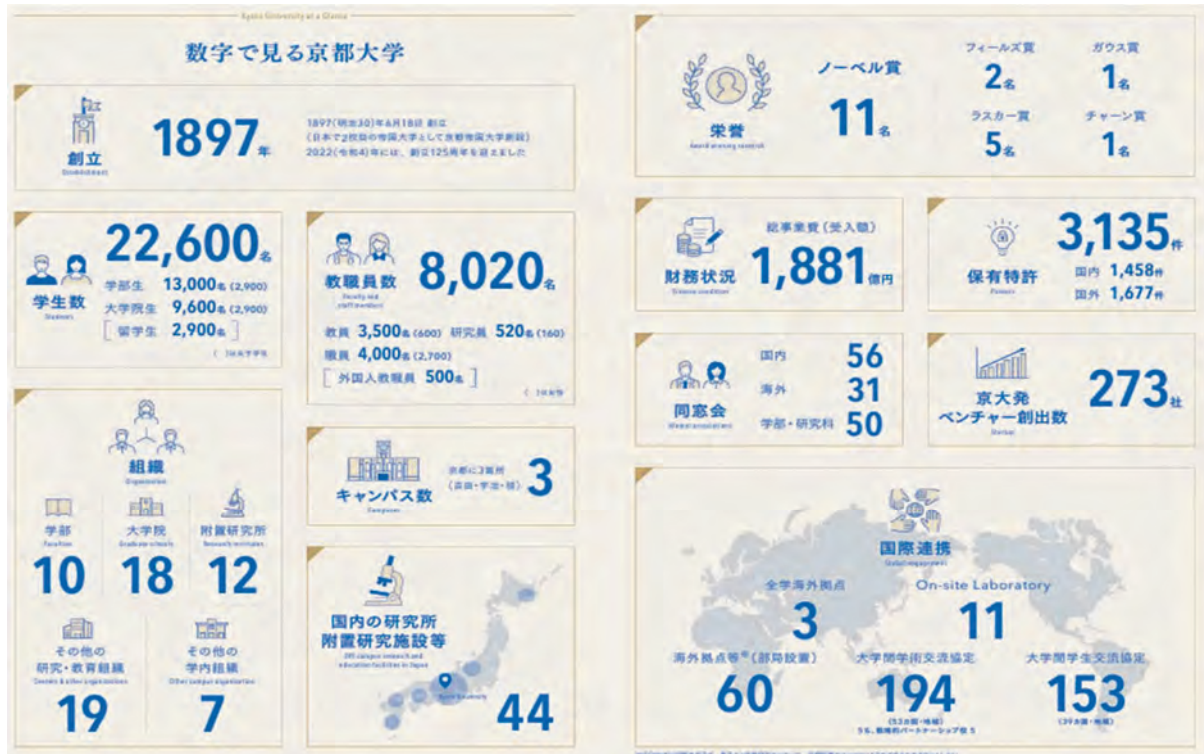


2024年11月1日
 京都大学 研究推進部 研究規範マネジメント室
 安全保障輸出管理担当
 鈴木則人

1



概要



2



キャンパスMAP

キャンパス（吉田・宇治・桂）



その他の主なキャンパス



熊取キャンパス
 複合原子力科学研究所
 所在地 大阪府熊取町

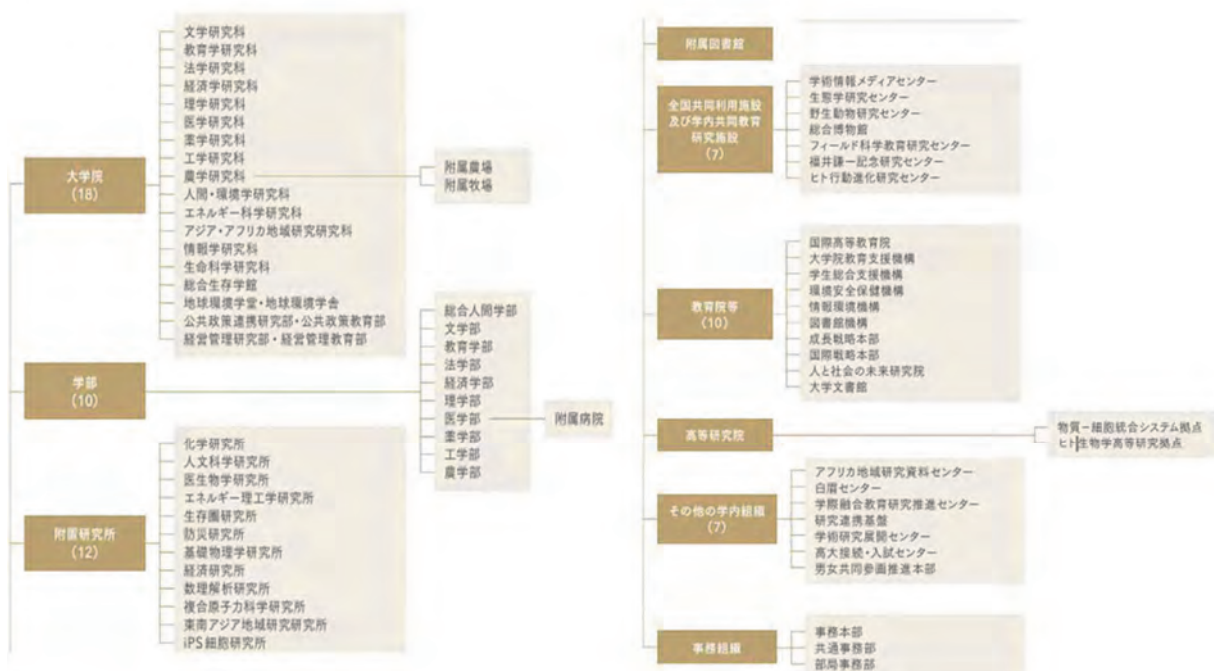


犬山キャンパス
 ヒト行動進化研究センター
 所在地 愛知県犬山市



組織

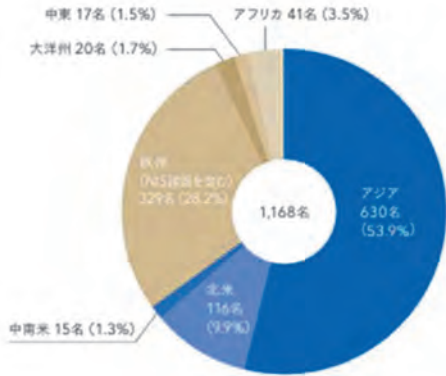
組織図（令和6年4月1日現在）



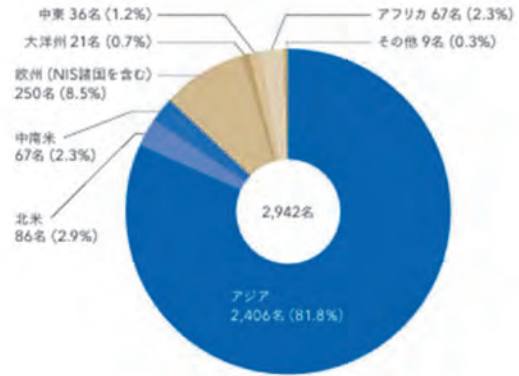


外国の方への受入

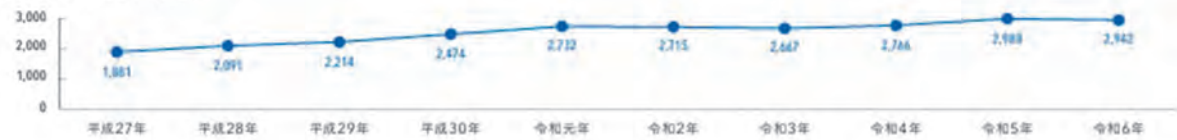
地域別外国人研究者受入数 (令和5年度)



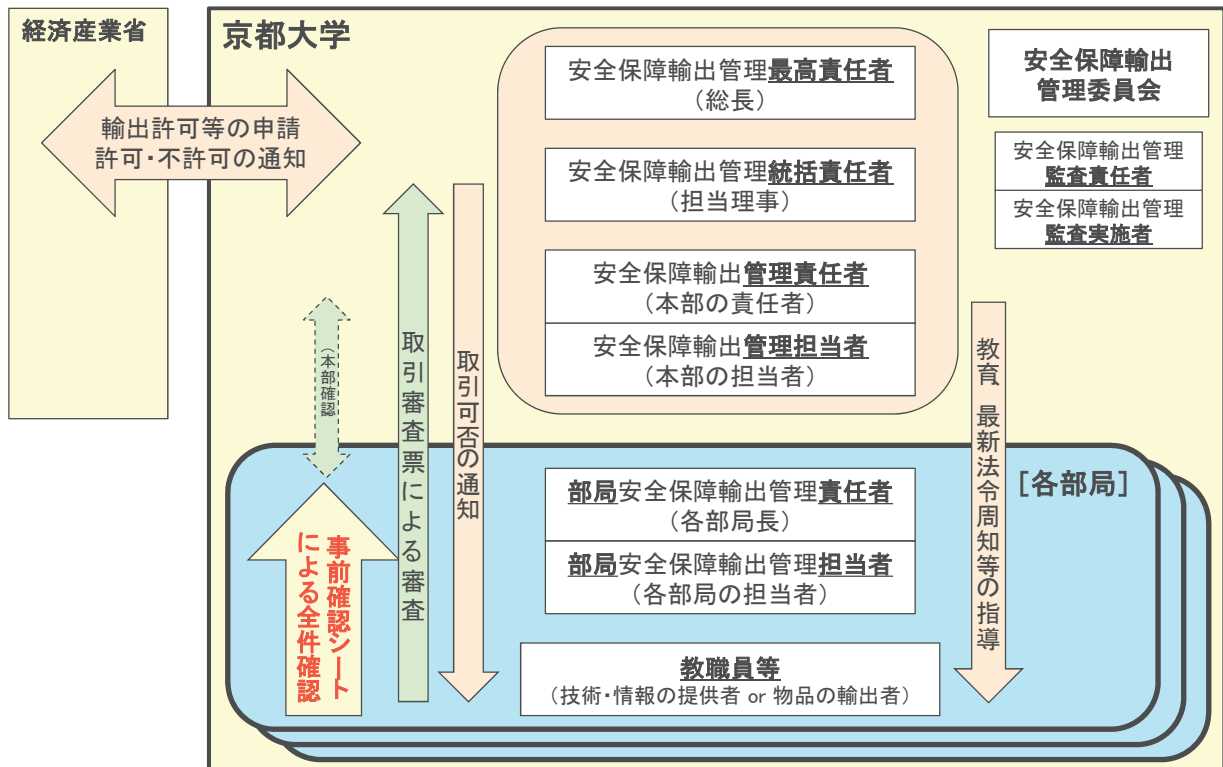
地域別外国人留学生数 (令和6年5月1日現在)



受入留学生数の推移



安全保障輸出管理の体制





事前確認シートによる全件確認 2020/7から全学導入

様式1: 外国人等(学生、研究者、訪問者)受入用

- ✓ 留学生の受入
- ✓ 外国人研究者の受入
- ✓ 外国人訪問者の受入
- ✓ 非居住者(日本人の非居住者を含む)の受入
- ✓ 特定類型該当者の受入

様式2: 技術・情報の提供/物品の輸出入

- ✓ 物品の海外への発送 (ハンドキャリーも含む。)
- ✓ 技術・情報を含むデータの海外への送信、持ち出し(メール、USBメモリー等)
- ✓ 海外出張
- ✓ 海外での研究打合せ
- ✓ 国内での非居住者・特定類型該当者との研究打合せ
- ✓ 国際会議での研究発表
- ✓ 海外の大学・機関等との共同研究
- ✓ 非居住者・特定類型該当者が参加する国内の大学・機関等との共同研究



取引審査票(様式5)で本部決裁

事前確認シートで判定した結果、“懸念大”となった場合、取引審査票で本部決裁を行う

取引審査票
各チェックシート
➢大量破壊兵器CA
➢通常兵器CA
➢懸念国関連

外国ユーザーリスト掲載大学の懸念区分と輸出貨物や提供技術の懸念用途が一致した場合は、CA規制該当



京都大学の輸出事後調査について

大阪税関から通知

2022年11月22日

- 1) 調査日時: 2023年2月6日～8日の3日間 10時から16時30分
- 2) 調査先住所: 京都市左京区吉田本町(本部の所在地)
- 3) 調査職員: 大阪税関 調査部 輸出調査部門職員 4名
- 4) 調査対象期間: 2018年2月から2022年10月
- 5) 調査スケジュール
 - ①会社(大学)概要についての説明依頼
 - ②輸出管理体制及び輸出業務の流れについての説明依頼
 - ③関連書類の確認依頼
 - ④関連書類確認後、調査結果の総括
- 6) 確認する書類
 - ・法人概要関係書類(大学案内・組織図)
 - ・輸出関係書類(輸出許可書、インボイス、P/L、B/L等)
 - ・契約関係書類(注文書、契約書、往復文書(メール)等)
 - ・貨物関係書類(該非判定書、パラメータシート、SDS等)ほか
- 7) 帳簿書類の保存及び事後調査

9



京都大学の輸出事後調査について

調査の前に提出した書類

提出期限: 2022年12月23日

- 輸出調査を行うにあたっての事前確認事項 A4で3頁
- ①法人概要
 - ②通関関係: 利用通関業者名など
 - ③取扱い貨物: 該当品のリスト、許可書の種類など(別紙)
 - ④主な取引先
 - ⑤輸出管理体制
 - ⑥輸出業務の流れについて
 - ⑦輸出関係帳簿・書類の保管方法について
 - ⑧保有技術について
 - ⑨税関への要望事項

10



京都大学の輸出事後調査について

調査の前に準備する書類

➤ 輸出調査対象申告一覧の作成

大阪税関から示された輸出案件リスト

約150件(対象期間:2018年2月~2022年10月)

<一覧表に記載されている情報>

①輸出先②許可年月日③輸出申告番号(11桁)④申告税関官署

⑤通関業者名⑥AWB輸出管理No⑦仕向国コード⑧インボイス価格等

⑨品名⑩申告価格(円)⑪輸出者名⑫輸出者住所

以上の⑤通関業者名⑨品名⑫輸出者住所等を手掛かりにして対象の部局を確定し、対象となった部局に対して次のページに記載の準備を依頼。

苦労した点:

対象の部局、研究室を探す為、一覧表に記載されていた⑤の通関業者に依頼し輸出許可通知書等を入手、そこに記載されている電話番号などを手掛かりに部局・研究室を限定していった。



京都大学の輸出事後調査について

調査の前の準備を対象の部局に依頼

○輸出調査対象申告一覧に記載された貨物について該当する書類の準備

1)輸出関係書類(輸出許可通知書、インボイス、パッキングリスト、B/L AWB等)

2)契約関係書類(注文書、契約書、往復文書(メール)等)

3)貨物関係書類(該非判定書、安全データシート(SDS)等)

○輸出貨物リスト

対象期間のリスト規制該当の輸出貨物リスト

(品目・統計番号・仕入先・荷受人(所在地)・規制項番)

○輸出関係書類の保管方法について

・輸出関係帳簿の有・無

・書類の保管方法はどのような形状でファイルされ、どのような状態で保管されているか



京都大学の輸出事後調査について

輸出事後調査本番 2023年2月6日～8日の3日間

○オープニング 1日目

- ・パンフレットを用いて大学の概要を説明
- ・安全保障輸出管理の概要(規程、体制など)を説明

<確認された内容>

- ・事前確認シート、取引審査の様式の提出
- ・提出していた5年間の輸出案件リストの詳細について
- ・留学生の人数、国名など
- ・特定類型該当者の人数(部局名・国)

<税関から確認したいポイントの明示>

- ①安全保障輸出管理が適切に行われているか?
- ②輸出関連の書類が適切に保管されているか?

13



京都大学の輸出事後調査について

輸出事後調査本番 2023年2月6日～8日の3日間

○部局へのヒアリング 3部局の3研究室に対し、2日目からスタート

参加者:担当教授(秘書)、部局の輸出管理担当 / 陪席:本部研究推進部

<輸出管理>

- ①輸出はどのような場合に行なうのか、また輸出先はどのようなところか。
- ②輸出業務の流れ
- ③取引審査の状況
- ④該非判定(確認)はどのように行っているか。
- ⑤輸出関係帳簿・書類の保管方法

<技術管理> ※参考までということで質問を受けた

- ①保有技術はどのような技術か。外為令に該当するような技術か。
- ②保有技術の管理はどのように行っているか。
- ③共同研究・開発を行っている大学、研究機関及び企業、並びに共同研究の内容、技術の共有方法は。
- ④研究員の受入等、共同研究・開発以外で、人的交流を行っている大学、研究機関及び企業
- ⑤海外から保有技術の引き合いはあるのか、あればその内容、国名、取引先の審査方法は。

14



京都大学の輸出事後調査について

輸出事後調査本番 2023年2月6日～8日の3日間

○ 講 評 3日目

1) 輸出申告内容の間違い

- ・少額特例を適用した輸出令該当品の輸出を、非該当品の輸出として税関に申告しているものがあつた。

2) 輸出関係書類の保存不備

- ・事前確認シートを導入する前の案件では、輸出関係書類が保存されていない書類が多い。
- ・事前確認シート導入後も、事前確認シートが提出されずに輸出された案件があつた。
- ・事前確認シートと輸出関係書類とが合致していない。また別々に保存されていた。

15



京都大学の輸出事後調査について

大阪税関の輸出事後調査結果を受けて、学内に改善対策を指導

1) 少額特例の申告漏れ

大阪税関からの調査結果 2023年3月

- ・リスト規制に該当の貨物を少額特例を適用する旨を伝えたものの、通関業者が少額特例コードを入力することなく輸出申告が行われた。
- ⇒少額特例の適用に際しては、確実に通関業者に少額特例の適用について伝えるとともに、事後に書類を入手して入力漏れを確認した際は通関業者に訂正を求める等の適切な処理を行うこと。

改善対策を学内に指導 2023年4月

- ・リスト規制に該当する物品を少額特例を適用して輸出する場合は、通関業者に口頭やメールでその旨を伝えるだけでなく、当該物品の該当項番と、少額特例を適用する旨を記載したインボイスを通関業者に提出する。(本部でも事前にチェックする)

16



京都大学の輸出事後調査について

大阪税関の輸出事後調査結果を受けて、学内に改善対策を指導

2) 帳簿書類の保存の不備について

大阪税関からの調査結果 2023年3月

- ・関税法に規定される輸出取引に係わる帳簿の代用として、輸出許可通知書を保存していたが、国際宅配便業者扱いの貨物の一部について輸出許可通知書を入手していなかった。

改善対策を学内に指導 2023年4月

- ・輸出取引に係わる帳簿書類は、関税法で5年間保存する義務がある。関連書類の中で、輸出許可通知書については、業者に依頼しなければ手元に届かないため、必ず入手し保存する。
- ・全ての輸出について、輸出関係書類を、事前確認シートの内容と突合せして相違が無いか確認したうえで事前確認シートと一緒に保存する。

17



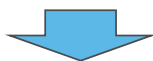
京都大学の輸出事後調査について

まとめ：課題と対策

課題

- 本学には、企業のような輸出入を管理する専門部署が無い
- 関税法についての認識が低い

- ・関税法 ⇒ 今回の輸出事後調査で、備えるべき帳簿及び、保存すべき関係書類並びに保存期間について改めて認識した。
- ・外為法 ⇒ 輸出管理は既に規程に基づき事前確認シートでの管理を実施している。



- 輸出管理部門(審査、出荷管理、書類保管等)の体制の強化が必要

18



まとめ： 課題と対策

対策

★輸出事後調査の結果を踏まえ、下記改善対策の周知徹底

必要な書類の入手と保存

- 1) 輸出案件毎に、「輸出許可通知書」は、都度、業者に依頼して入手し、他の通関関係書類と事前確認シートの内容と突合し一緒に保存するように通知した。

確認漏れの防止と出荷管理の徹底

- 2) 事前確認シートの提出漏れを防止するため、物品の送り状（伝票）の輸出する物品名の記入欄に、事前確認シートの「本部承認番号」を必ず記入することを通知した。
- 3) 事前確認シートに記載されている物品と輸出しようとしている部品が同一であるかを確認するように通知した。

19

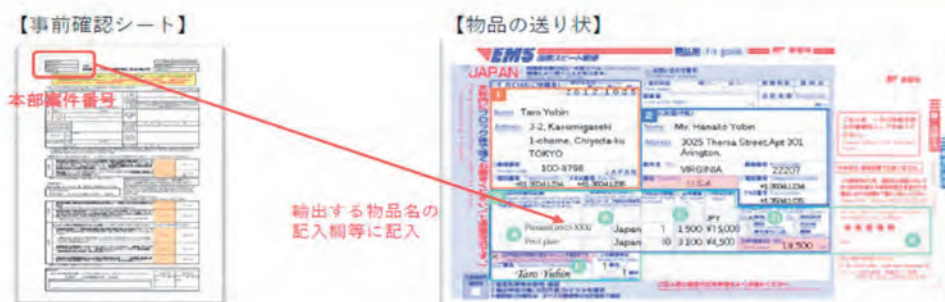


参考資料

安全保障輸出管理に関する出荷管理の徹底について

物品の輸出を業者に依頼する場合又は国際郵便で送る場合は、新たに以下のことを行ってください。

- ①物品の送り状（伝票）において、輸出する物品名の記入欄等に事前確認シートの「本部案件番号」を記入する。



- ②当該事前確認シートに記載されている物品と輸出しようとしている物品が同じものであることを確認する。



KYOTO UNIVERSITY

税関からの指摘と 改善に向けた取り組み

パネリスト

今野 瑞穂（東京科学大学）

研究推進部 国際連携推進課 課長補佐

安全保障リスクマネジメント室 国際コンプライアンスグループ長



2024年11月1日 輸出管理DAY for ACADEMIA 2024



科学の進歩と、人々の幸せと。

2024年10月、
東京医科歯科大学と東京工業大学が統合し
「東京科学大学」が誕生。

1. 税関事後調査と取り組みの全体像

- 東工大が受けた税関事後調査の概要
- 指摘事項
- 改善に向けた取り組み

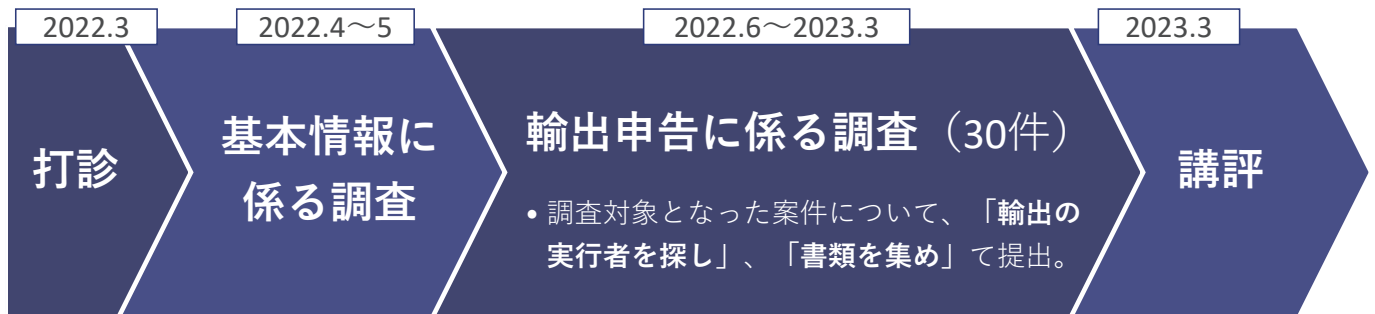
2. 個々の取り組み

- ① 貨物輸出管理の理解浸透
- ② 貨物輸出の実態把握
- ③ 相談の徹底
- ④ 人員体制の整備・予算の確保
- ⑤ システム化

3. お伝えしたいこと

1.税関事後調査と取り組みの全体像

東工大が受けた税関事後調査の概要



- 大学の登録情報がずりかけ台の研究室だったため、横浜税関が実施。
- 本来は対面調査だが、コロナ禍のため、メールで書類を提出する方法。

「輸出事後調査」の対象は、経済産業省の輸出許可（証）案件ではなく、税関の輸出許可案件です。

経産省に許可申請していない非該当貨物であっても、税関に対する輸出申告とこれに対する輸出許可の手続きがある。多くの場合は通関業者（DHL、FedEx、日本郵便等）が代行して申請している。

指摘事項

○結果（重複あり）

- | | |
|---------------------|------|
| 1.関税関係帳簿書類保存体制不備 | 28件！ |
| 2.輸出管理体制不備（該非判定不実施） | 19件！ |
| 3.説明エビデンスの保存体制不備 | 10件 |
| 4.その他の指摘 | 19件 |

- ※2 発送前の確認のエビデンス（相談シート）を提出できなかったもの。なお、該当貨物を輸出した事例（無許可輸出）はなかった。
- ※3 非該当のエビデンス（項目別対比表等）が不十分と見做されたもの。安全保障輸出管理に精通していない税関職員に対するレベルの説明が求められた。
- ※4 申告書やインボイスの記載誤り（通関業者が作成した書類の確認不足）が17件。その他、本学が正当な輸出者ではないケース、過去の審査結果を流用して複数年に亘り同一の貨物を輸出したケース、メーカーの誤った判定結果を引用したケース、等。

- 輸出者が自由に大学名で輸出許可を取得でき、大学はその内容を把握できず、ひいては管理できないまま責任のみ大学に負わされるという、構造的な問題が見受けられる。
- 輸出申告では、他人の名前で輸出許可を取得することができる。不正輸出に本学の名前を騙られることもあり得るので、本学ではない申告を見分けられるようにする必要もある。

『**輸出前に知る仕組み**』と『**事後確認の仕組み**』を構築する必要がある。

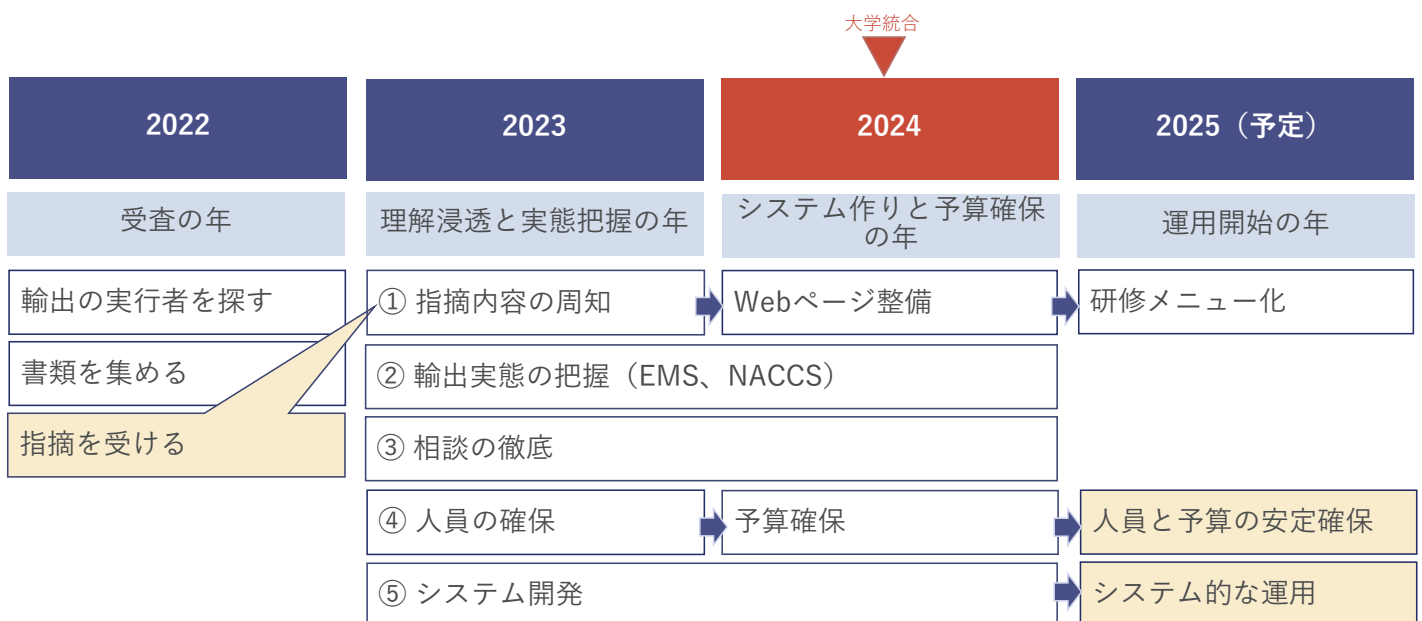
改善に向けた取り組み

課題

- 帳簿等の保存の仕組みを構築する
- 安全保障輸出管理のエビデンスを残す
自己確認だけでなく、相談シートを必ず提出させ、大学として管理する
- 『輸出前に知る仕組み』 = 「安全保障輸出管理」と、
『事後確認の仕組み』 = 「輸出許可通知書の確認」
を、徹底し、紐づけて管理する



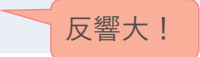
改善に向けた取り組み



2. 個々の取り組み

8

① 貨物輸出管理の理解浸透

指摘事項の周知 (2023年4月)	部局長等連絡会で担当理事より説明、全学へ周知制度が整うまでの間、 <u>手元の書類を捨てさせない!</u>
説明会の開催 (2023年11月)	3本建て ① 必要な手続きの確認、関税法と外為法の対象の違いを解説 ② あらためて安全保障輸出管理と相談方法について解説 → <u>安保確認の記録を残すため、相談の徹底</u> ③ 保存する書類について解説
Webページの整備 (2024年3月頃～)	貨物輸出の手順や、 <u>大学のコード使用の徹底</u>
研修メニュー化 (予定)	来春 (2025年4月) のシステム運用開始に併せて準備中
おまけ	ハンドキャリー説明会  反響大!

9

① 貨物輸出管理の理解浸透



おまけ



10

② 貨物輸出の実態把握

EMS伝票

(2023年5月～)

総務課からEMS発送控を借りる

輸出許可通知書

(2023年11月～)

NACCSシステムから輸出許可通知書を取得する

利用登録が必要

※JASTPROコードの取得

登録手数料(7,700円)、要更新

受信可能期間 配信日(許可日)を含め7日間(土日祝日含)

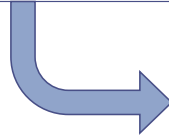
(!) 違う法人番号で輸出許可申請したものは取得できない

11

③ 相談の徹底

EMS伝票、輸出許可通知書の取得と併せて、**安保確認の記録を残すため、相談の徹底**を開始

<p>貨物輸出担当者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①輸出実行者の特定 ②安保相談の対象となる貨物か判断 <ul style="list-style-type: none"> ②-2 安保相談が届いているかチェック→<u>相談シートの提出依頼</u> ③書類の保存の依頼 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">Glasses ? Water ?</div>
---	---



システム運用開始（2025年4月）後は・・・

- ①輸出実行者の特定
- ②安保関連チェック（軽くなるはず）
- ③輸出許可通知書の送付と、システムへの書類登録依頼
- ④登録書類に不備の無いことを確認し、決裁

④ 人員体制の整備・予算確保

事務担当者 (2023年5月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員 ・課の庶務担当ポストを振替
輸出管理アドバイザー (2023年12月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・特任専門員 ・貨物輸出件数の見込みを受けてパートタイムで増員
システム開発担当者 (2023年11月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員 ・グループの業務担当を見直し

他の業務の見直し、スクラップにより人員を捻出しているが、本格運用を開始するため、安定的な予算確保が課題である。

システム開発費	幸い、0円
----------------	-------

全学的に導入されている決裁システム上に、常勤の職員がアプリを構築した。

⑤ システム化

全学的に導入している決裁システム「楽々Work Flow II（住友電工）」上にアプリ構築ポイント

・保存書類を登録する（だけの）システム

留意点

- ・本制度により保存する書類は、法人文書。
- ・学内の他業務でも必要な書類が含まれており、正本が散在する。

データ保存の法人文書にしたかったが課題が多いため、当面、紙を正本とし、システムに登録したものを事務局や各部局の法人文書として保存する。

・安保相談と輸出許可の紐付け

『輸出前に知る仕組み』＝安保相談 と 『事後確認の仕組み』＝輸出許可 を紐づけて管理できるように設計。

「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」（税関）

2 電子データ等による保存

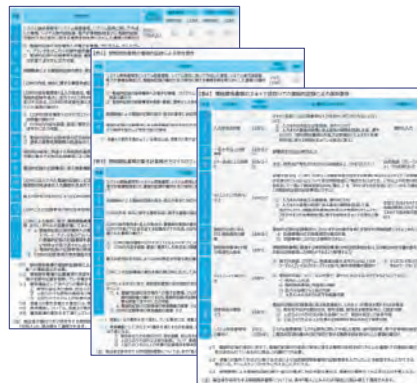
関税関係帳簿書類のうち電子計算機(コンピュータ)を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録(電子データ)又は電子計算機出力マイクロフィルム(Computer Output Microfilm: COM)による保存が認められます。

また、取引の相手先から受け取った仕入書等及び自己が作成したこれらの写し等の関税関係書類について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャンで読み取った電

磁的記録による保存が認められます。さらに、電子取引により授受した取引情報の電磁的記録による保存についても、一定の要件が定められています。

種別	作成方法	保存方法	特徴
帳簿	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	オリジナルの電子データ
	その他(手書きなど)	オリジナルの紙	電子計算機出力マイクロフィルム(COM)
業務記録	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	オリジナルの電子データ
	その他	オリジナルの紙	スキャンした電子データ
電子取引の取引情報	電子データ	出力した紙	電子計算機出力マイクロフィルム(COM)

(注) □ 一定の要件あり、各ページ参照。



たくさんの要件が定められている。

【表1】 関税関係帳簿の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム (COM) による保存等の要件

【表2】 関税関係書類の電磁的記録による保存要件

【表3】 関税関係書類の電子計算機出力マイクロフィルム (COM) による保存要件

【表4】 関税関係書類のスキャン読取りでの電磁的記録による保存要件

【表5】 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件

システムが満たすべき要件だけでなく、ファイルを保存する研究室にもルールを守らせる必要があるため、いったん断念。
(先行する他大学に期待)



⑤ システム化

3つのアプリで構成

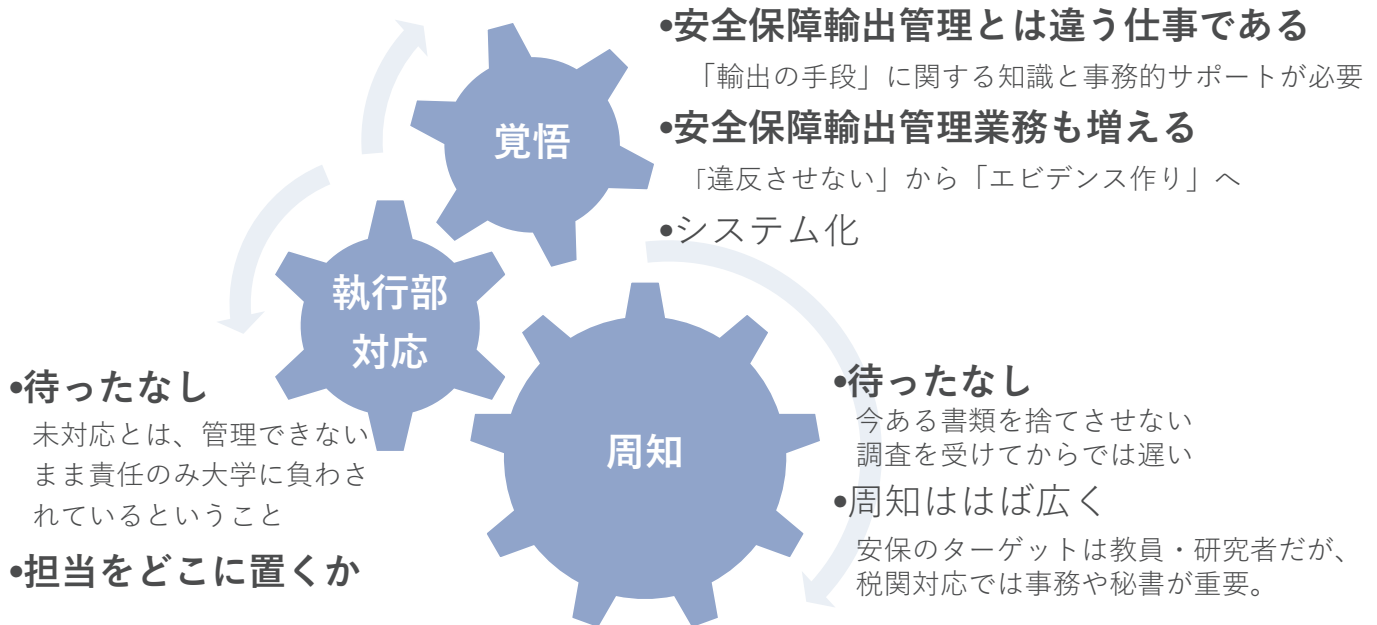
安保は「貨物の内容」、
書類保管は「輸出の手段」
に着目

①判定システム	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出貨物の内容や送付先を入力し、<u>安保相談の要否</u>（安保案件か）と<u>書類保管の要否</u>（輸出許可案件か）を判定する。 ・わかっているなら飛ばしてよい。
②安保相談システム （既存アプリの改修）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安保案件なら</u>、外為法に基づく相談をアドバイザーに依頼し、結果を大学と共有する。 ・<u>管理番号を付与する。</u>
③書類保管システム	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>輸出許可案件なら</u>、輸出許可通知書、インボイス、伝票控、契約書、メール交信記録等を登録する。 ・<u>安保相談を行った場合は、付与された管理番号を登録させる。</u>

安保相談と輸出許可
を紐付け

※②は輸出の責任者（当該貨物の該非判定ができる者、教員等）が申請しなければならないが、①と③は秘書等が行って構わない。

3.お伝えしたいこと



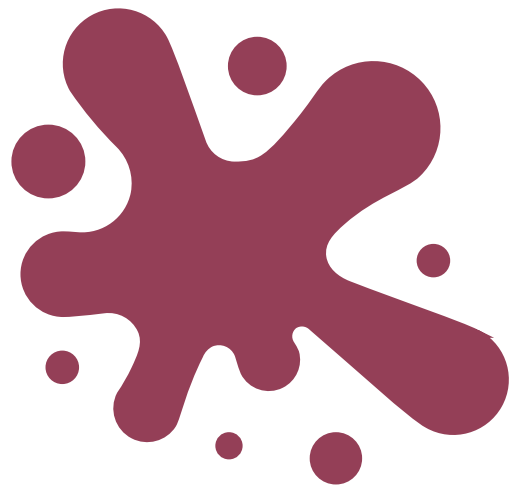
関税法による輸出事後調査への対応 ～九州大学の事例～



初春
九州大学法務統括室
学術推進准主幹
国際法務主任
chu_chun@qilo.kyushu-u.ac.jp

内容

- 税関による輸出事後調査
- 分析と対処
- まとめ



税関による輸出事後調査

九州大学の輸出事後調査対応の経緯

- 2014年** 総務課を介して法務統括室（当時：国際法務室）に輸出事後調査について連絡あり。
「大学として管理しているのは外為法に基づく安全保障輸出管理のみ。輸出手続きは部局や研究室それぞれで行うため、通関書類を一元的にまとめるのは困難。」という趣旨の回答を行う。
税関からは対応を検討して折り返すと言われたが音沙汰なし。
- 2021年2月** 改めて輸出事後調査実施の旨、電話連絡を受ける。
- 2021年5月** 税関職員来学。過去5年間の九州大学の輸出実績をリスト化した一覧表を示される。
学内の安全保障輸出管理の手続きを経していないもの（法務統括室が把握できていないもの）が多く含まれていることが判明。
☞ 把握できていないもののうち約100件の通関書類を事後的に収集することを求められる。
- 2022年2月** 収集したものを適宜報告していたところ案件が追加される。
- 2022年5月** 報告済みの案件のうち数件について研究室ヒアリング希望。☞ 調整して対応。
- 2023年3月** すべての案件について回答完了。

税関による輸出事後調査

九州大学の輸出事後調査対応

輸出事後調査：根拠法令▶関税法第105条(税関職員の権限)

輸出された貨物にかかる手続きが関税法等関係諸法令の規定に従って正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行う。輸出入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸出入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査する。

九州大学が調査を受けた事項

- 調査対象貨物の通関書類一式
- 調査対象の貨物の詳細：形状、数量、カタログ(写真等)、用途、成分等
- 調査対象の貨物を許可申請不要（非該当）と判断した根拠書類及び審査書類（非該当証明書や項目別対比表）
 - ☞ 非該当と判定した判断根拠（判断理由等）
 - ☞ さらに加えて当該判断の正確性について経済産業省への確認要求も
- 該当貨物（経産大臣許可取得～輸出済）に関する細かい質問

輸出事後調査で開示を求められた通関書類及び収集方法

■ 関税法関係

- ☞ 通関書類一式（契約書、輸出許可書、仕入書、包装明細書、AWB、被仕向送金書有無（代金入金が確認できるもの（なければその理由））

■ 外為法関係

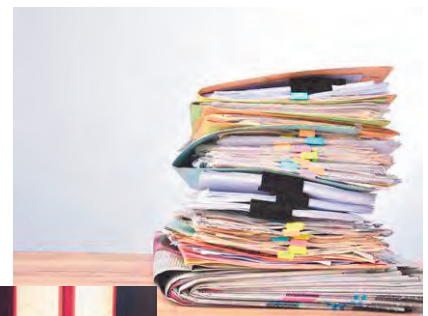
- ☞ 該非判定根拠資料一式（非該当証明書、項目別対比表、判断根拠、当該貨物の写真、仕様等）

九州大学での「関税法関係書類（通関書類）」の収集方法

- 輸出をした研究室を特定できた場合：法務統括室から研究室に連絡し、通関業者から得て研究室で保管している通関書類の写しを手に入れる。
 - ☞ 破棄、紛失、記憶にない、当時の担当者がいない等、様々な障壁が存在。
- 輸出をした研究室が特定できない場合：貨物名等から想定される部局を絞り、部局事務で保管している会計書類（通関業者への支払い書類）から研究室を探し出す。（輸出日から適当な書類を探す。）
 - ☞ 会計書類に通関書類が添付されていることはごく少数。通関業者を頼って関係書類を依頼する。だが年月が経っているものは困難なことも。（法令上の通関業者の保管義務と輸出者の保管義務は異なるため。）

九州大学への税関による講評

- 大学（輸出者）として把握している件数と税関が把握する件数に大きな乖離が見られる。
- 学内の輸出管理規定が確実に運用されているとは言えず、関税法等の法令違反のリスクが高い。
- 現状が改善されなければ、処分の対象となる可能性がある。
- 学内輸出管理体制の早急な改善を求める。



分析と対処

貨物の輸出について本学の管理システム

貨物の輸出（非該当の場合）

既製品の場合

- ・研究者がメーカーから非該当証明書入手
- ・電子申請システムに入力
- ・部局事務-法務統括室で再度確認
- ・大学が非該当証明書の発行

研究者の自作品の場合

- ・自身で該非判定
- ・電子申請システムに入力
- ・部局事務-法務統括室で再度確認
- ・本学名の非該当証明書の発行

研究者は必ず非該当証明書の発行を受けてから輸出手続き（持ち出し）を実施することになっている。

※ 該当の場合は電子申請システムに入力された情報をもとに法務統括室（輸出管理統括部署）が許可申請書類を作成、経産大臣への許可申請手続きを行う。（NACCSを利用）



分析と対処

九州大学の管理システムの根本的な問題点

大学は企業と異なるので「業としての輸出」は行っていないと思い込み、関税法上の手続きは各研究室（から依頼された通関業者）に任せまままでよいと思い込んでいた。

☞ そもそも企業のように輸出（貿易）を一元管理する専門部署は存在しない。（ex. 貿易部）

輸出手続きは研究室任せであり、対応のプロセスはまちまち。通関業者も研究室毎の任意で依頼は（事務を通さず）研究室から直接することが常態化していた。

通関業者にかかる費用は伝票を持って担当事務にて事後的に会計処理が行われるのみだった。

☞ 学内に通関書類を特別に管理するルール・プロセスは存在しない。

研究者や担当事務の異動が激しく、事情を把握する担当者を探し出すのは容易ではなかった。

大学では外為法に基づく輸出管理の体制の整備だけがクローズアップされ九州大学もその対応に力を入れていた。しかし関税法等も観点に入れた輸出そのものを管理するシステムがあったうえで、外為法に基づく安全保障も視野に入れた管理体制を構築することが必要があった。（企業の安全保障輸出管理は当然にその視点で運用されている。）

<研究者>

治験等で採取した検体（血液、尿など）の輸出についてはその鮮度を保つ必要があるため、輸出までに時間をかけるわけにはいかず、学内申請を行う余裕がなかった。

☞ 研究者は学内の安全保障輸出管理制度の存在は知っていた。

分析と対処

管理システムで貨物が把握できない原因と対処

主要原因：研究者からの学内申請が確実に行われていないこと

学内に管理システムがあることは理解されているが
それでも学内申請手続きができていない理由

手続きに時間がかかるため敬遠

輸出とは捉えられていない

<病院からの検体の輸出>

治験で採取した検体の検査のため海外Lab等へ輸出
(血液サンプル、尿サンプル、血清、毛髪等)

返品や相手先による引取等は「輸出」に当たらないと理解

検体の鮮度を保つ必要があり、非該当証明書の発行完了を待つことができない。

理解を求める周知だけでは不十分。
研究者の申請に依存しない方法も必要。



治験のための特別な貨物輸出の申請プロセスを構築

税関と同じ件数を把握する方法？

- 治験にかかる製薬企業の考え方の確認
 - ☞ 可能な限り企業からの輸出を求める（大学から引き取ってもらう）（それが困難な場合）
- 検体の輸出用の簡易プロセスを用意
 - ・ 経済産業省に別表第1 3項(1)、3の2項(1)の扱いについて確認
 - ☞ 治験検体の輸出で確認不要とする根拠法令はないが・・・

NACCS システムの活用

分析と対処

NACCS の活用

NACCSシステムを利用して（ほぼ）リアルタイムに輸出許可書を手入

= 税関が把握するものと同じ輸出案件を把握する！（輸出関連書類は学内で確実に収集する必要があります。）

システム導入にはJASTPROコード（※）取得NACCSのサポートシステムへの
利用申し込みが必要

（※）(財)日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が発給する日本輸出入者標準コード

<導入の手順>

① JASTPROコードを取得及びNACCSのサポートシステムへの利用申し込みを行う。

※ 本学の場合は法人番号を使用して許可申請を行っていたため、JASTPROコードを新たに取得した。
(数千円程度の料金がかかる。)

※ すでに取得している場合も、当該コードは一定の期間使用しないと無効になるため、その有効性を確認する必要がある。

② JASTPROコードと法人番号を両方使用して輸出する場合は、NACCSのデスク(電話番号はwebページで確認)に依頼して裏で紐づける必要がある。

③ JASTPROコードの利用ができるようになったら、マニュアル(下記QRコードより)にある手順に従ってNACCSのインストール等を行う。

仮アカウント申込 (P4~)→詳細情報の入力 (p6~)→システム設定の申込 (p25)→デジタル証明書の確認/インストール (p26~)→NACCSシステムの利用開始

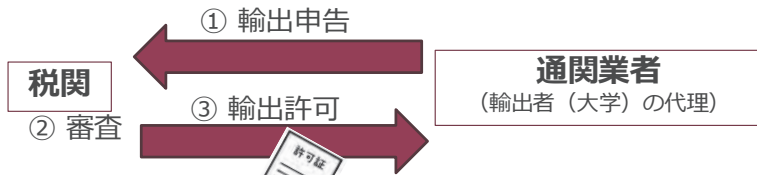
申請前に下記の資料も
ご確認ください。



「新規申込・事業者追加申込」
(NACCS公式ホームページより)



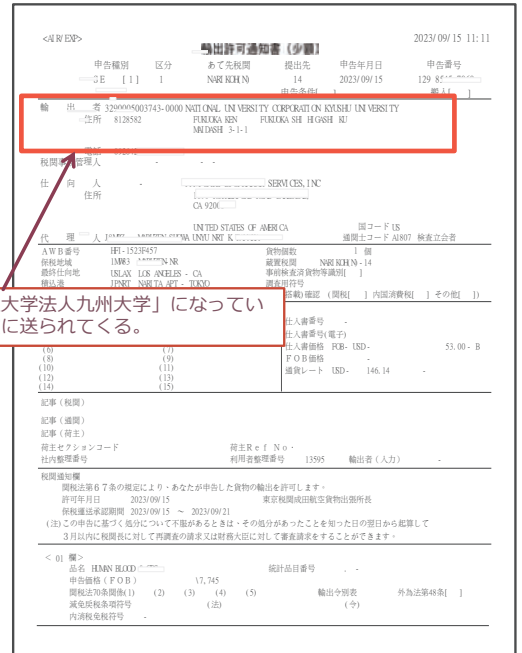
「輸出入者で申込み予定の方へ」
(NACCS公式ホームページより)



九州大学ではNACCSシステムから自動メール配信で常時取得する体制を法務統括室室内に構築。

輸出許可書の輸出者が「国立大学法人九州大学」になっているものがメールで法務統括室に送られてくる。

メールの例



分析と対処

【参考】関税法：輸出者の帳簿保存義務

貨物(本邦から出国する者がその出国に際して携帯して輸出する貨物及び輸出申告を行わない郵便物を除く。)を業として輸出する者には、関税関係帳簿書類等の保存が義務づけられている(関税法第94条第2項及び第94条の5)。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	輸出の許可を受けた貨物の品名・数量・価格、仕向人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの	5年間 (輸出の許可の日の翌日から起算)
書類	輸出の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸出の許可に関する申告の内容を明らかにする書類 ※ 輸出申告に際して税関に提出したものを除く	5年間 (輸出の許可の日の翌日から起算)
電子取引の取引情報	電子取引を行った場合における当該電子取引の取引情報	5年間 (輸出の許可の日の翌日から起算)

業として輸出する者=輸出者

教員が輸出手続きを行っていた(通関業者を手配して行わせていた)輸出案件の輸出者は、税関の記録ではいずれも「NATIONAL UNIVERSITY CORPORATION KYUSHU UNIVERSITY」が輸出者として記録されている。(教員の個人名はない。)

出典：税関『帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要』2頁



分析と対処

【参考】関税法に基づき保管が必要な通関書類

- 輸出許可通知書
 - INVOICE
 - 取引契約書（MTA, 共同研究契約書等）
- ※ 契約書がない場合は輸出が確認できるメール等
- 送り状（AWB）



帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要

□ スキャナ読み取りでの電子保存

CHECK! タイムスタンプの要件

□ 電子取引の電子情報にかかる電磁的な記録の保存要件
正当な理由がない訂正削除の防止に関する規定の定め、電磁記録の保存にかかる規定の整備



帳簿書類の保存義務と電子データによる保存一問一答（Q&A）

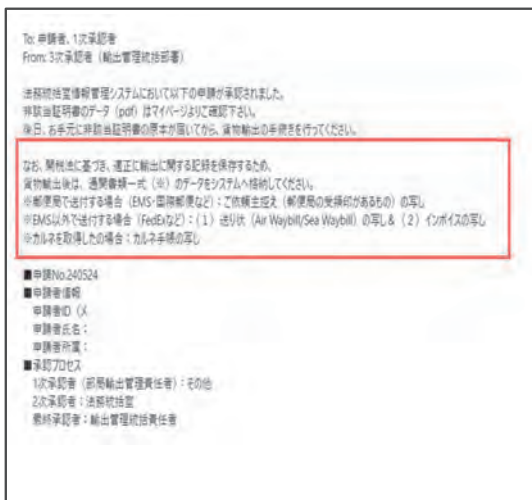
分析と対処

輸出関連書類の収集

学内システムによる通関書類一式の保存(申請システムの改修)

輸出の事後に業者から入手した通関書類を申請システム内に保存するよう、研究者（申請者）宛に自動送信メールで案内。

輸出管理申請システムに通関書類を保存する機能を追加



法務統括室（輸出管理統括部署）でも各申請者のステータスを常時確認する。

240955	その他 ARO 企業治験	SAMPLE		なし	1次確認中	2024/09/	2024/09/					[編集]
240962	医系学部等事務部	Human Blood		なし	非該当証明書発行済 通関書類未提出	2024/09/	2024/09/	[白]	[白]	[白]		[編集] 治験案件
240963	その他 ARO 企業治験	検体		なし	非該当証明書発行済 通関書類未提出	2024/09/	2024/09/	[白]	[白]	[白]		[編集]
240964	その他 ARO 企業治験	検体		なし	非該当証明書発行済 通関書類未提出	2024/09/	2024/09/	[白]	[白]	[白]		[編集]
240954	農学部事務部 総務				2次確認中	2024/09/	2024/09/	[白]				[編集] 10/8輸出予定 法務統括室にて確認願います。
240957				なし	完了	2024/09/	2024/09/	[白]	[白]	[白]		[編集]

まとめ

- 税関による事後調査終了後、2023年5月より、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）から運送会社を通して海外へ発送する貨物を全て把握している。（郵便（EMS）を除く。）
- 大学から輸出された貨物をリアルタイムで把握し、学内申請がない場合は部局事務へ連絡、研究者に申請を促すよう伝える。ただし、事後申請は法令違反のリスクが大きいことを伝え、事前申請の徹底も呼びかける。
- 税関から指摘された貨物のうち特に多かった病院の治験サンプルの輸出について、部局事務（医系及び病院）と連携し、検体の輸出に特化した管理制度を構築。
- 役員会に報告するとともに学内研修会を開催。また事後申請が多い研究室を訪問し、個別に周知を行なっている。
- EMSでの発送や手荷物として持ち出す貨物については、今のところは研究者の申請に頼るしかないが、客観的な一元管理もできないか検討を行っている。
- 外為法に基づく組織内監査（学内監査）の際に各部局での出荷管理について聞き取りを行っている。
- 輸出管理電子申請システムを改修し、関税法に対応する（輸出事後調査に必要な）通関書類の管理を実施している。



Kyushu University
Integrated Legal Office

Kyushu University Integrated Legal Office

Shiiki hall 2F

744 Motoooka Nishi-ku Fukuoka 819-0395, Japan

Phone: +81-92-802-2019 / E-mail: legal(*)qilo.kyushu-u.ac.jp

Change (*) into @

**KYUSHU UNIVERSITY
INTEGRATED
LEGAL OFFICE**

**九州大学
法務統括室
(QILO)**

貨物の輸出管理

通関手続きと税関輸出事後調査対応

事例紹介



2024年11月1日

大陽日酸株式会社 法務部

日本酸素ホールディングス 法務室

小島慶久



日本酸素ホールディングスグループ

目次

1. 大陽日酸／日本酸素ホールディングスのご紹介（会社概要）
2. 大陽日酸／日本酸素ホールディングスの輸出管理
3. 税関輸出事後調査について
4. 輸出通関手続きと輸出書類保管について
5. まとめ

- 本資料に記載の輸出管理等の意見、見解につきましてはパネラー個人のものであり、会社を代表した意見、見解ではございません
- 資料の無断の複製・転載等はお控え頂けますようお願い申し上げます



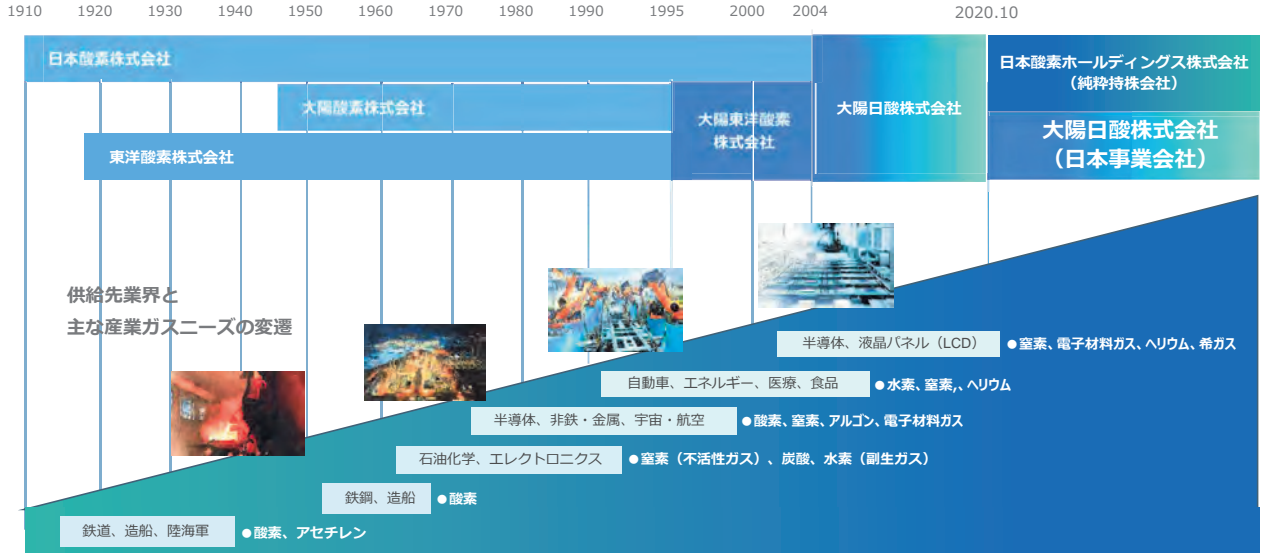


1. 会社概要

沿革

創業から100年を超えても、当社のビジネスは変化し続けています。

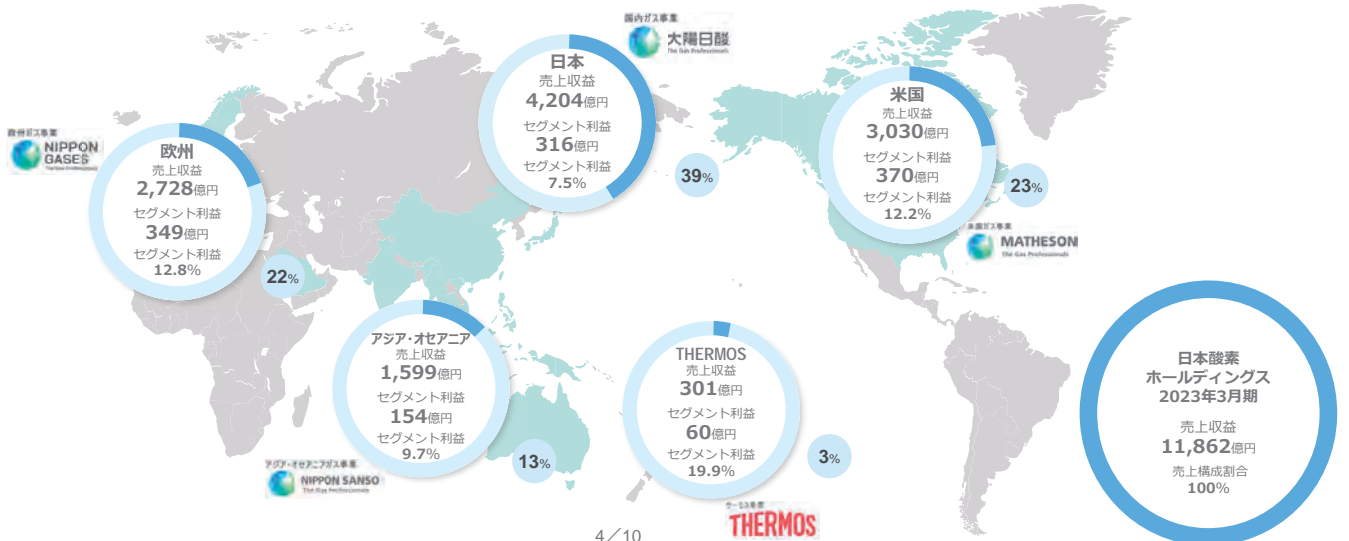
また当社は2020年10月のホールディングス体制への移行に伴い、日本酸素ホールディングス傘下で日本の産業ガス事業を担っています。



1. 会社概要

日本酸素ホールディングスグループ

大陽日酸は、世界32の国と地域に事業展開する日本酸素ホールディングスグループの日本事業会社であるとともに、グループ内のR&Dとエンジニアリング機能の中核を担っています。





1. 会社概要

会社情報

当社は2020年10月1日に持株会社体制となった日本酸素ホールディングス㈱の日本ガス事業の中核会社として、「太陽日酸」の商号を引き継いでいます。

商号	太陽日酸株式会社
本社	〒142-8558 東京都品川区小山1-3-26
創業	1910年10月30日
設立	2020年2月4日
資本金	15億円
売上収益	4,204億円 (注：日本酸素ホールディングス㈱2023年3月期の日本セグメントの売上収益を表示しています)
従業員数	1,528名 (2023年4月1日現在)



コーポレートWEBサイト
<https://www.tn-sanso.co.jp/jp/index.html>



1. 会社概要

主要な事業

*構成比：2023年3月期における事業別売上収益構成比を表示しています。

構成比*
産業ガス事業 79%



主な製品

- 酸素 Oxygen
- 窒素 Nitrogen
- アルゴンArgon
- 水素、一酸化炭素、合成ガス Hydrogen, CO and syngas
- 炭酸ガス Carbon dioxide
- ヘリウム Helium
- 上記に関連する機器・工事

構成比*
エレクトロニクス事業 18%



主な製品

- アルシン AsH₃
- ジボラン B₂H₆
- モノフルオロメタン CH₃F
- 塩化水素 HCL
- ホスフィン PH₃
- シラン SiH₄
- 上記に関連する機器・工事

構成比*
サーモス事業 3%



主な製品

- スポーツボトル
- ケータイマグ
- タンブラー
- フライパン
- シャトルシェフ
- スープジャー



1. 会社概要

産業ガスの貢献分野

鉄鋼、化学、エレクトロニクス、輸送機器・機械、食品、生命科学・医療、エネルギー等のあらゆる産業に様々なガスの供給を通じて、日本の産業界の発展を支えてきました。また、産業の発展とともに業界・用途が広がっています。



7/10



1. 会社概要





産業ガス市場シェア

グローバル

市場規模：約13兆円
(2023年3月末時点の米ドル為替レートをもとに当社推定)

1位		リンデ Linde plc*
2位		エア・リキード Air Liquide S.A.
3位		エア・プロダクツ・アンド・ケミカルズ Air Products and Chemicals, Inc.
4位		日本酸素ホールディングス Nippon Sanso Holdings Corporation
5位		メッサーグループ Messer Group GmbH

日本

1位		大陽日酸株式会社 (日本事業会社) (日本酸素ホールディングスグループ)
2位		エア・ウォーター株式会社
3位		日本エア・リキード合同会社 (Air Liquide Japan G.K.)
		岩谷産業株式会社

(データ出所)「ウェルディングMART2023」(新報株式会社発行)

*Linde plcは、2018年10月に 独Linde AGと米Praxair Inc. が統合して発足しました。
(データ出所)「Global Overview Gas Report 2022」(gasworld社発行)

8/10



4. 輸出通関手続きと輸出書類保管について

弊社取り組み事例紹介

● 輸出許可通知書の内容確認（輸出申告内容の正確性確保）

概要：通関業者から入手した税関発行の輸出許可通知書の記載内容が輸出者の指示内容通りとなっているのかを輸出者自身が確認する、具体的には輸出許可通知書と輸出書類（輸出インボイス等）の突き合わせを実施する

・期待効果：

- 輸出申告内容の正確性の確保
- 誤申告時の速やかなアクション
- リスト規制該当品の輸出申告不備防止

- ①：輸出者
- ②：輸入者
- ③：積込港
- ④：個数
- ⑤：輸出承認証等区分、輸出承認番号等
- ⑥：インボイス番号
- ⑦：インボイス価格・通貨
- ⑧：品名
- ⑨：輸出統計品目番号

※右記は弊社の一例です、様式次第で空白箇所は変わってくるので、各自の様式等を確認の上での対応が必要です

代表統番		申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	申告番号
輸 出 者		2010701038856-0000	TAIYO NIPPON SANJO CORPORATION	あて先税関	提出先	申告年月日	申告番号
住所	1428558	TOKYO TO	SHINGAKA KU				
支店			KOYAMA 1-3-26				
電話	07038765435						
税関事務管理人							
仕 向 人							
住 所							
仕 入 人							
高WJ番号							
保税地域							
最終仕向地	USFO SAN FRANCISCO - CA						
積込港	JPRF MARIETTA - TOKYO						
出港予定年月日							
輸出承認証等区分	FE						
輸出承認証番号	(1) FERU MBIT-GL-21-S10175						
(2)	(3)						
(4)	(5)						
(6)	(7)						
(8)	(9)						
(10)	(11)						
(12)	(13)						
(14)	(15)						
記号 (税関)							
記号 (通関)	JPRUUSFO1230 10024631 H						
記号 (荷主)							
荷主セッションコード							
税関照会番号	1230						
荷主Reference No.							
利用者照会番号	23634						
輸出者 (入力)							
税関通知							
関税法第67条の規定により、あなたが申告した貨物の輸出を許可します。							
許可年月日	2023/11/09						
保税承認証有効期間	2023/11/09 ~ 2023/11/15						
(注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。							
品名	PARTS & ACC. W/ C MFG SEMI-CON ARTICLES						
申告価格 (F.O.B)	¥3,307,279						
統計品目番号	8486.90-000 4						
数量 (1)	2.7 KG						
数量 (2)							
日付別分解数							
日付別金額							
関税法70条関係 (1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
減免戻税承認番号							
内納税関税番号							
輸出令別表	10514						
外為法第48条	[F]						
輸出金額							
価格再確認							
仕入番号 (電子)	T100141577						
仕入番号 (電子)							
仕入価格 DDP - USD -	24,500.00 - A						
F O B 価格 - USD -	22,050.00						
運賃レート - USD -	149.99						
日付別合計							
構成	1 枚 1 個						

TAIYO NIPPON SANJO CORPORATION		SHIPPING INVOICE & PACKING LIST	
1-3-26, KOYAMA, SHINGAKA-KU, TOKYO 142-8558, JAPAN	TEL: 81-3-5785-8461	DATE: 2023/11/09	YOUR SAUSAGE NO. T100141577
SHIP TO:		YOUR ORDER NO.:	
VESSEL'S NAME: / ONBOARD:		MARKS & NOS:	
PORT OF LOADING: TOKYO, JAPAN		PORT OF DESTINATION:	
DESCRIPTION OF GOODS	QUANTITY	UNIT PRICE (USD)	AMOUNT PRICE (USD)
20 Cans, 8486 90			219,750.00
TOTAL		1 CASE	USD 21,500.00
REMARKS:		TAIYO NIPPON SANJO CORPORATION	
TERMS OF DELIVERY:			
COUNTRY OF ORIGIN:			
TERMS OF PAYMENT:			

ご清聴ありがとうございました

私たちには、様々な産業界、社会活動に無くてはならない製品を供給している

The Gas Professionals としての誇りがあります。

ガスが持つPotentialを最大限に発揮し、
カーボンニュートラルの実現などの社会課題を解決。

新しい価値・技術を提供していきます。

共に創る未来のために。



大陽日酸
The Gas Professionals